

国民年金のお知らせ

年金生活者支援給付金とは？

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受給したい場合はどうしたらいいの？

給付金を受け取るためには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。
提出方法は、以下のとおりです。

- ① 日本年金機構から支給対象者へ年金請求書とともに送付されますので、必要事項を記入し提出してください。
- ② すでに年金をお受け取りいただいている場合でも前年所得の減少などにより非課税相当であると認められる方には、日本年金機構から書類が送付されますので、内容を確認のうえ、提出してください。

※なお、下記の支給要件を満たしていない場合は支給されません!!

支給対象となる方

- ① 老齢基礎年金受給者
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 請求される方の世帯全員が、市町村民税非課税
 - ・ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が878,900円以下
- ② 障害基礎年金受給者
 - ・ 前年の所得が4,721,000円以下（扶養親族などの人数に応じて増額する）
- ③ 遺族基礎年金受給者
 - ・ 前年の所得が4,721,000円以下（扶養親族などの人数に応じて増額する）



1ヶ月あたりの支給額

- ① 老齢基礎年金受給者 ・ 5,310円×保険料納付済期間／480カ月
- ② 障害基礎年金受給者 ・ 障害等級1級の方…6,638円
・ 障害等級2級の方…5,310円
- ③ 遺族基礎年金受給者 ・ 5,310円

年金生活者支援給付金は役場からでなく、日本年金機構から支払われるものです。

給付金に関するお問い合わせは給付金専用ダイヤルへお問い合わせください
【給付金専用ダイヤル】 ☎0570-05-4092

お問い合わせ先

町民課年金係

☎47-4681